

第5章 騒音及び振動

1. 概要

騒音、振動は日常生活に最も密接した公害であり、その発生源は工場・事業場、建設作業及び交通機関によるものなど多種多様です。

当市では騒音・振動に関しては、公害に該当する苦情は少なくなっていますが、最近では、市民の日常生活の中から発生するクーラー、音響機器など、いわゆる生活環境騒音としての苦情が多くなっています。

騒音・振動は、昭和43年に制定された騒音規制法、昭和51年制定の振動規制法及び我孫子市環境条例などにより、工場・事業場、建設作業及び自動車道路交通の騒音・振動について規制されています。

また、生活環境騒音については、公害関係法令による規制の対象になっていないので、当事者間の話し合いを基本に、個々の事例に応じて相談や指導を行っています。

(1) 騒音に係る環境基準*

騒音とは、その定義が「好ましくない音」ということで、その心身的な影響を分類すると次の4つになります。

- ① 聴力障害を引き起こす。
- ② 消化器・呼吸器・循環器・神経系等などへ障害を与える。
- ③ 音声や音楽などの聴取を妨害する。
- ④ 心理的、感覚的な不快さから、注意力を妨げ、事務や作業の能率を低下したり、勉強や睡眠を妨害する。

一般に騒音公害といわれるものの多くは、③及び④によるものと考えられます。

騒音による影響の程度は、それを聞く人それぞれの主観によって異なります。また同じ人であっても周囲の環境、その人の健康状態などによって、同じ音に対する受け止め方が異なってきます。

この様に、騒音は心理的、感覚的な要素が多く、単に物理的な量だけでは決められませんが、一般に騒音の大きさはデシベル*という単位で表され、その程度は表5-1に示すとおりで、また環境基本法に定められている環境基準を表5-2、表5-3に示します。

表5-1 音の大きさのめやす

騒音レベル (単位:デシベル)	音のめやす	
120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛 (前方2m)	
100	電車が通る時のガード下	
90	大声による独唱・騒々しい工場の中	
80	JRや地下鉄の車内	
70	電話のベル・騒々しい事務所の中	
60	普通の会話	
50	普通の事務室	
40	静かな公園や郊外の住宅地	

表 5 - 2 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

(単位：デシベル)

類型区分	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	療養、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 (我孫子市は指定なし)	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種・第2種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種・第2種中高層住居専用地域 準住居地域		
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60 dB 以下	50 dB 以下

表 5 - 3 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

道路に面する地域

(単位：デシベル)

類 型 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域で2車線以上の道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B地域で2車線以上の道路に面する地域及びC地域で道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

(単位：デシベル)

類 型 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
幹線道路近接空間	70 dB 以下	65 dB 以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。		

(2) 振 動

公害でいう振動とは、「不快を感じる揺れ」のことをいい、戸、障子などが揺れることにより音が発生し不快であるとか、いらいらして眠れないというような心理的・生理的影響を始め建物の破損、精密機械の故障等の物的影響などをもたらします。

振動も単に物理的な量だけでは決められませんが、一般にその大きさはデシベルという単位で表され、その程度を表5-4に示します。

表5-4 振動の目安

振動レベル (単位: デシベル)	震度階	目 安
55 以下	0	地震計には記録されるが、人体には感じない。
55~65	1	静止している人や地震に注意深い人だけが感じる。
65~75	2	大勢の人が揺れを感じる。電灯などの吊り下げものがわずかに揺れる。
75~85	3	棚にある食器類が音を立てることがあり、電線が少し揺れる。
85~95	4	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じ、書棚の本が落ちることがある。
95~105	5 弱	多くの人が身の安全を凶ろうとする。座りの悪い置物が倒れ、窓ガラスが割れて落ちることがある。
	5 強	多くの人が行動に支障を感じる。家具が倒れることがあり、補強されていないブロックの多くが倒れる。
105~110	6 弱	立っている事が困難で、重い家具が移動、転倒する。タイルやガラスの多くが破損、落下する。
	6 強	立っている事ができない。耐震性の低い木造家屋の多くが倒壊する。
110 以上	7	揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。耐久性の高い住宅でも、傾いたり大きく破壊するものがある。

2. 現 況

(1) 環境騒音

当市では環境騒音の現状把握を行い、広域的な騒音対策の資料としています。騒音の環境基準が平成10年9月30日に改正され、この基準に基づき平成17年度から7年間で市内35地点における環境騒音の調査を行いました。調査の結果を表5-5に示します。

表5-5 環境騒音調査地点

	測定地点	用途地域	測定年月 (平成)	類型	時 間 区 分		環境基準 (dB)	測定騒音 レベル (dB)
					昼間	夜間		
1	浅間前自治会 (浅間前新田46)	市街化調整	18年3月	-	昼間	-	50	
					夜間	-	47	
2	柴崎神社前 (柴崎737)	1種低層 住居専用	18年3月	A	昼間	55	50	
					夜間	45	44	
3	船戸ときわ集会場前 (船戸1-12)	1種低層 住居専用	19年3月	A	昼間	55	48	
					夜間	45	40	
4	古戸 青年館 (古戸578)	市街化調整	19年3月	-	昼間	-	46	
					夜間	-	41	
5	新木団地自治会 (新木3-27)	1種低層 住居専用	19年3月	A	昼間	55	50	
					夜間	45	39	
6	布佐3丁目集会所 (布佐西町67)	1種低層 住居専用	19年3月	A	昼間	55	52	
					夜間	45	43	
7	けやきプラザ (本町3-1-2)	商業	20年2月	C	昼間	60	57	
					夜間	50	53	
8	並木9丁目自治会集会場 (並木9-13-9)	1種低層 住居専用	20年3月	A	昼間	55	54	
					夜間	45	46	
9	中峠台竣工記念館 (中峠台20)	1種低層 住居専用	20年3月	A	昼間	55	49	
					夜間	45	40	
10	我孫子いちょう公園 (我孫子2-3)	1種住居	20年3月	B	昼間	55	54	
					夜間	45	43	
11	つくし野ポンプ場 (つくし野6-14)	1種低層 住居専用	21年2月	-	昼間	55	48	
					夜間	45	41	
12	青山台青年館 (青山台2-16)	1種低層 住居専用	21年2月	A	昼間	55	49	
					夜間	45	47	
13	天王台ファミリア集会所 (天王台5-38)	1種中高層 住居専用	21年2月	A	昼間	55	45	
					夜間	45	40	

14	湖北地区公民館 (中里81-3)	B類型 2車線以上	21年2月	-	昼間	65	70
					夜間	60	66
15	布佐市民センター (布佐1丁目13-1)	B類型 2車線以上	21年2月	A	昼間	65	66
					夜間	60	63
16	天王台西公園 (天王台4丁目8)	1種低層 住居専用	22年2月	A	昼間	55	53
					夜間	45	48
17	白山北公園 (白山1丁目1-13)	1種低層 住居専用	22年2月	A	昼間	55	46
					夜間	45	40
18	若松二号公園 (若松158-1)	1種低層 住居専用	22年2月	A	昼間	55	46
					夜間	45	39
19	東葛ふたば農協我孫子 (寿1丁目14-18)	1種住居2 車線以上	22年2月	B	昼間	65	72
					夜間	60	68
20	日本電気(株)我孫子寮 (台田1丁目1-45)	準工業 2車線以上	22年2月	C	昼間	65	58
					夜間	50	53
21	中峠二本榎公園 (中峠第9)	1種低層 住居専用	23年2月	A	昼間	55	44
					夜間	45	39
22	南新木遺跡の公園 (南新木4-23)	1種低層 住居専用	23年2月	A	昼間	55	42
					夜間	45	37
23	布佐長丁東公園 (布佐平和台5-11)	1種低層 住居専用	23年2月	A	昼間	55	49
					夜間	45	36
24	湖北台団地 (湖北台7-19)	1種中高層 2車線以上	23年2月	B	昼間	65	62
					夜間	60	56
25	プラムガーデン (柴崎台3-8-7)	1種住居 2車線以上	23年2月	B	昼間	65	63
					夜間	60	57
26	鷲神社 (久寺家362番地)	市街化調整	24年2月	-	昼間	-	47
					夜間	-	37
27	わくわく広場 (湖北台3-1)	近隣商業 2車線以上	24年2月	C	昼間	65	51
					夜間	60	41
28	市営住宅東我孫子B団地 付属遊技場 (東我孫子2-31)	1種低層	24年2月	A	昼間	55	48
					夜間	45	39
29	鳥の博物館駐車場脇 (高野山新田字宮下)	市街化調整 2車線以上	24年2月	-	昼間	-	69
					夜間	-	65
30	上新木青年館 (新木3050)	1種住居 2車線以上	24年2月	B	昼間	65	65
					夜間	60	60
31	湖北台団地 (湖北台7丁目10番地先)	1種中高層	25年2月	A	昼間	55	44
					夜間	45	37

	測定地点	用途地域	測定年月 (平成)	類型	時 間 区 分	環境基準 (dB)	測定騒音 レベル (dB)
3 2	五本松公園 (岡発戸地先)	市街化調整	25年2月	—	昼間	—	4 7
					夜間	—	4 0
3 3	NEC我孫子事業所 (日の出1131番地先)	工業専用 2車線以上	25年2月	—	昼間	—	6 6
					夜間	—	6 1
3 4	湖北台7丁目 (湖北台7丁目1番)	1種中高層 2車線以上	25年2月	A	昼間	6 0	6 6
					夜間	5 5	6 1
3 5	水戸信用金庫布佐支店 (布佐2787番地の5)	近隣商業 2車線以上	25年2月	C	昼間	6 5	6 6
					夜間	6 0	6 2

(2) 道路交通騒音・振動

市では、毎年、図5-1に示す市内の主要幹線道路である国道6号と県道8号(船橋・我孫子線)及び幹線道路である国道356号と市道00-022号(手賀沼ふれあいライン)について、自動車騒音、道路交通振動及び交通量の実態を把握するため、毎年調査しており、平成24年度の調査結果を次に示します。

国道6号、国道356号、市道00-022号(手賀沼ふれあいライン)の3路線においては、全ての時間帯で環境基準を上回る地点がありました。

なお、県道8号及び道路に住宅が接近している国道356号、市道00-022号(手賀沼ふれあいライン)においては、全ての時間帯で行政措置の基準となる総理府令で定める要請限度を下回りました。

図5-1 道路交通騒音・振動調査位置図



① 国道6号

・調査概要

測定地点 : 我孫子市我孫子1082-3
 測定期間 : 2012 (H24) 年11月26日 (月) ~ 12月2日 (日)
 交通量調査日 : 2012 (H24) 年11月28日 (水) (0時~23時までの24時間)
 道路構造 : 平面4車線 (平面)
 用途地域 : 準住居地域

表5-6-1 騒音の測定結果

(単位: デシベル)

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	74	71
環境基準値	70	65
要請限度値	75	70

表5-6-2 振動の測定結果

(単位: デシベル)

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	50	48
要請限度値	65	60

表5-6-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	109	110	92	80	112	213	263	450	505	404	439	397
大型車混入率 (%)	19.3	27.3	34.8	53.8	60.7	60.1	42.2	19.1	13.9	29.0	28.0	28.7

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
399	346	415	422	446	431	454	378	314	244	211	147
24.8	28.0	20.0	18.5	16.6	12.8	8.6	13.0	10.5	11.1	12.3	19.0

合計 (台/10分・日)	7,381
1日推定交通量 (台/日)	44,286
大型車混入率平均値 (%)	25.5

図5-2-1 国道6号の騒音レベル経時変化

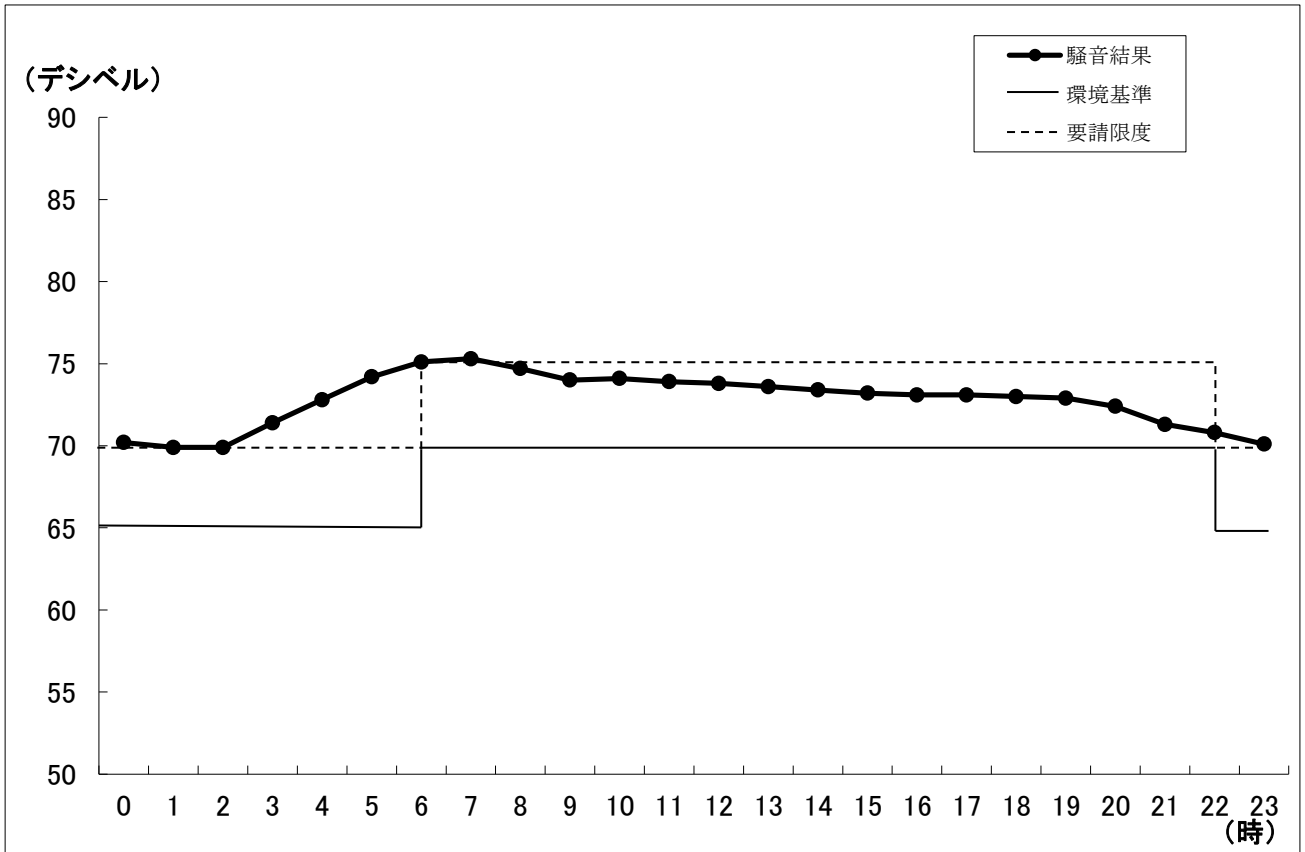
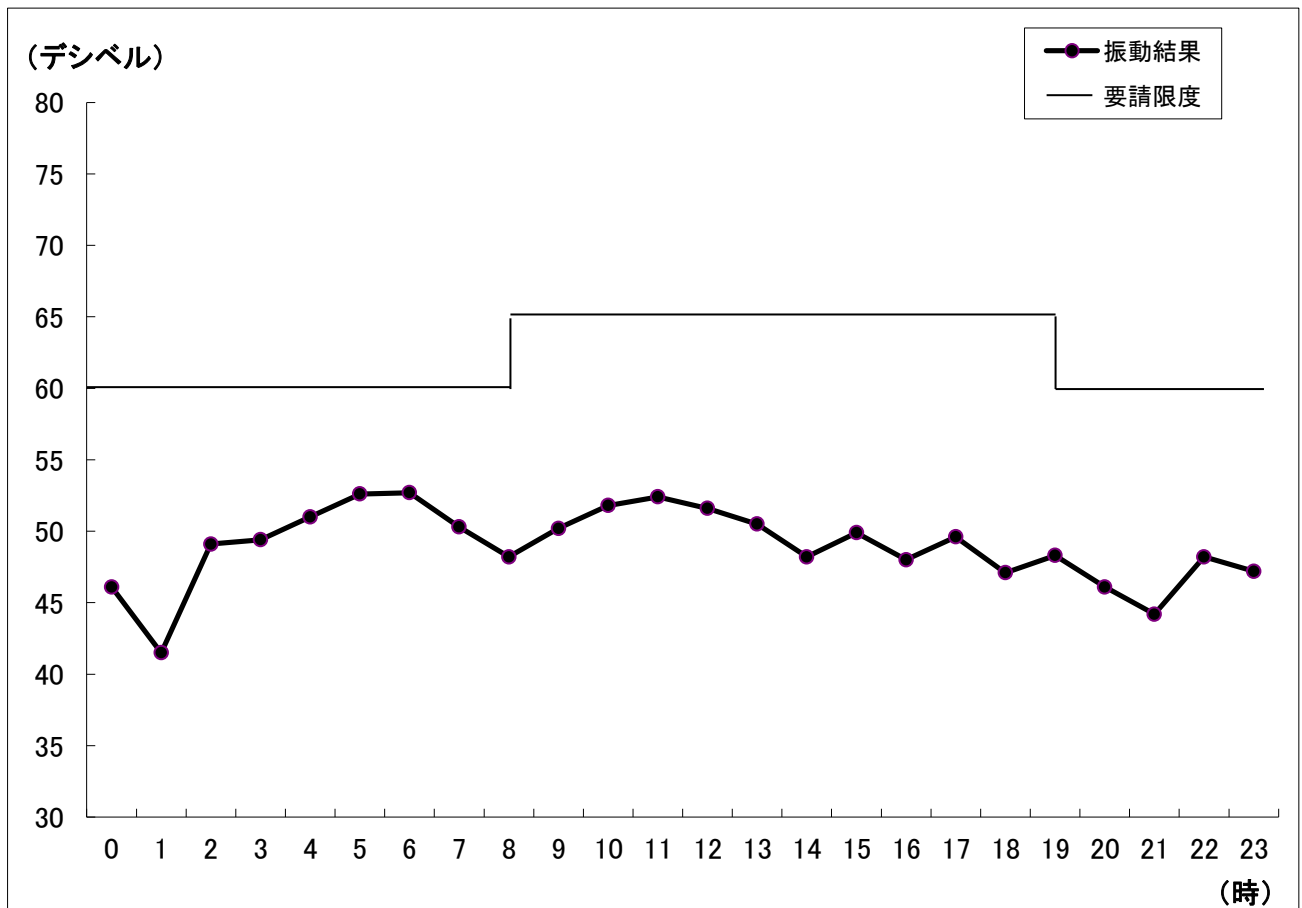


図5-2-2 国道6号の振動レベル経時変化



② 県道8号線（船橋・我孫子線）

調査概要

測定地点：我孫子市泉17番39号
 測定期間：2012（H24）年7月24日（火）～7月31日（火）
 交通量調査日：2012（H24）年7月24日（0時～23時までの24時間）
 道路構造：平面4車線（上り坂の手前平面）
 用途地域：第1種住居地域

表5-7-1 騒音の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	68	65
環境基準値	70	65
要請限度値	75	70

表5-7-2 振動の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	43	39
要請限度値	65	60

表5-7-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	33	30	27	28	34	63	128	223	298	237	210	216
大型車混入率(%)	21.2	56.7	63.0	64.3	67.6	50.8	28.1	10.3	9.7	12.7	19.5	16.7

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
187	169	193	211	204	216	251	183	176	101	85	44
14.4	16.6	15.0	14.2	14.7	11.1	6.0	5.5	4.0	4.0	8.2	20.5

合計（台/10分・日）	3,547
合計（台/日）	21,282
大型車混入率平均値(%)	23.1

図 5-3-1 県道 8 号線の騒音レベル経時変化

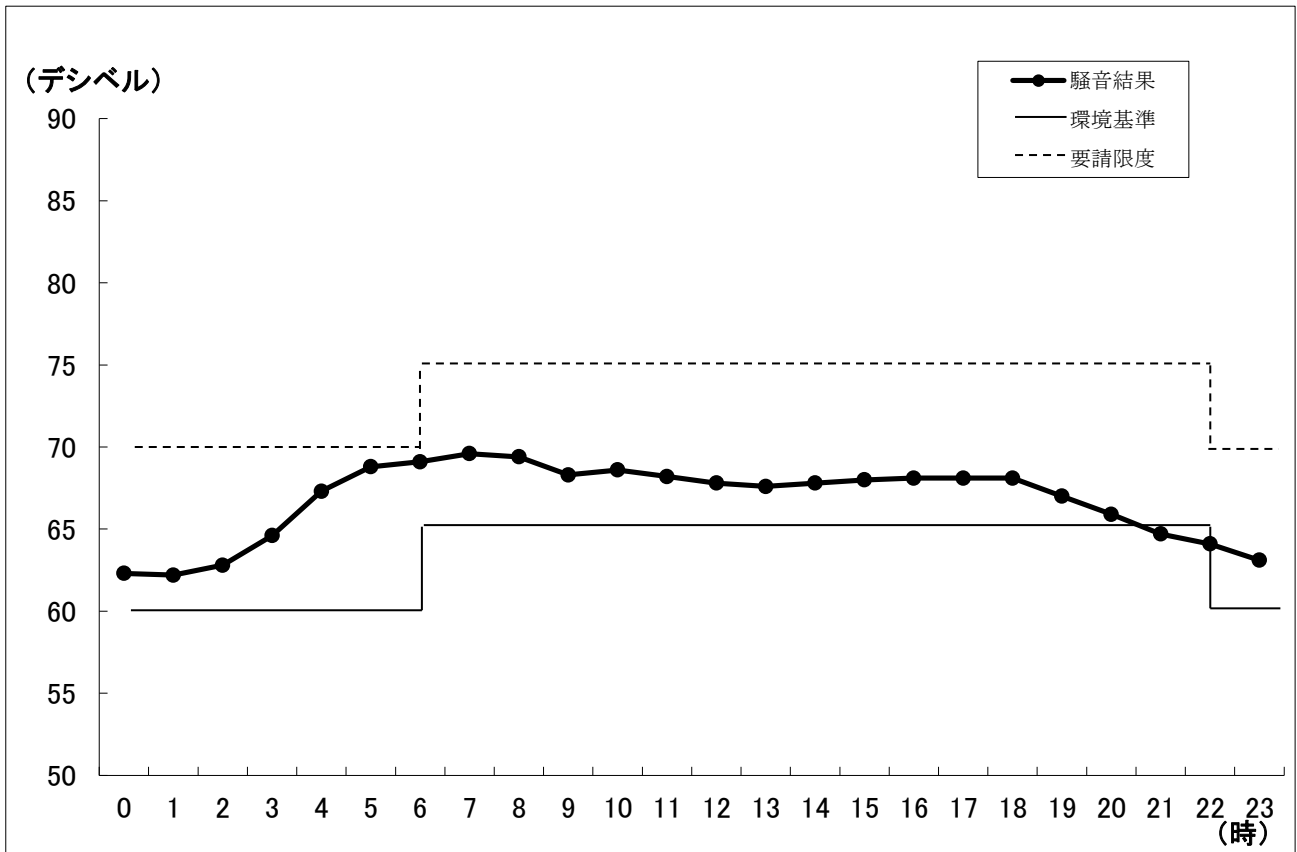
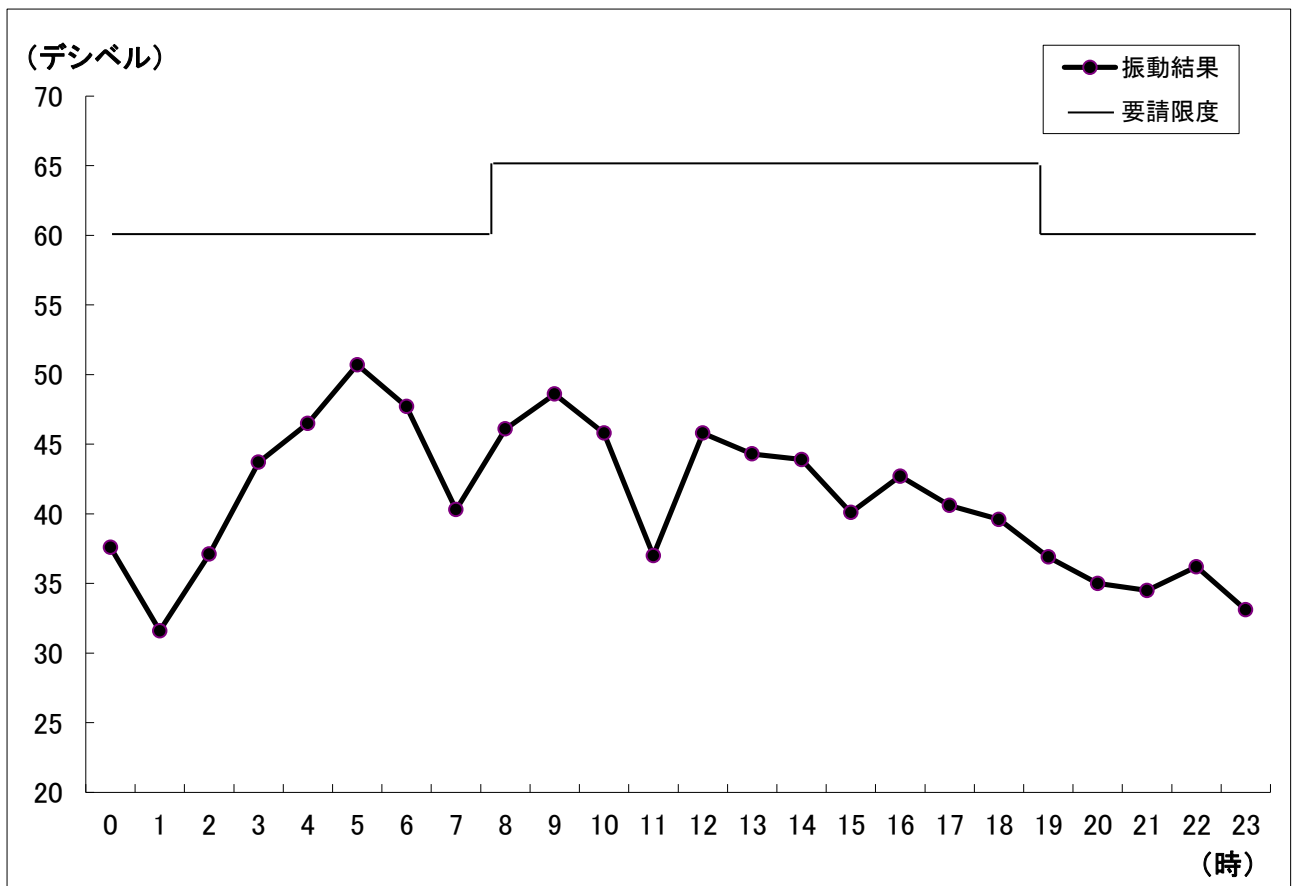


図 5-3-2 県道 8 号線の振動レベル経時変化



③ 国道356号線（最勝院・高野山自治会館）前

調査概要

測定地点：我孫子市高野山555-1-1地先 下り車線
 測定期間：2012（H24）年10月26日（金）～11月2日（金）
 交通量調査日：2012（H24）年10月29日（月）（0時～23時までの24時間）
 道路構造：平面2車線
 用途地域：第1種住居地域

表5-8-1 騒音の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	69	66
環境基準値	65	60
要請限度値	75	70

表5-8-2 振動の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	47	39
要請限度値	65	60

表5-8-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	22	17	16	12	13	22	30	88	154	116	153	126
大型車混入率(%)	18.2	5.9	18.0	0.0	7.7	22.7	13.3	4.5	7.1	12.1	6.5	7.1

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
131	128	115	154	136	136	171	103	86	67	45	29
9.2	3.9	13.0	7.8	8.1	6.6	5.3	2.9	7.0	3.0	6.7	13.8

合計（台／10分・日）	2,070
合計（台／日）	12,420
大型車混入率平均値(%)	8.8

図5-4-1 国道356号線(高野山)の騒音レベル経時変化

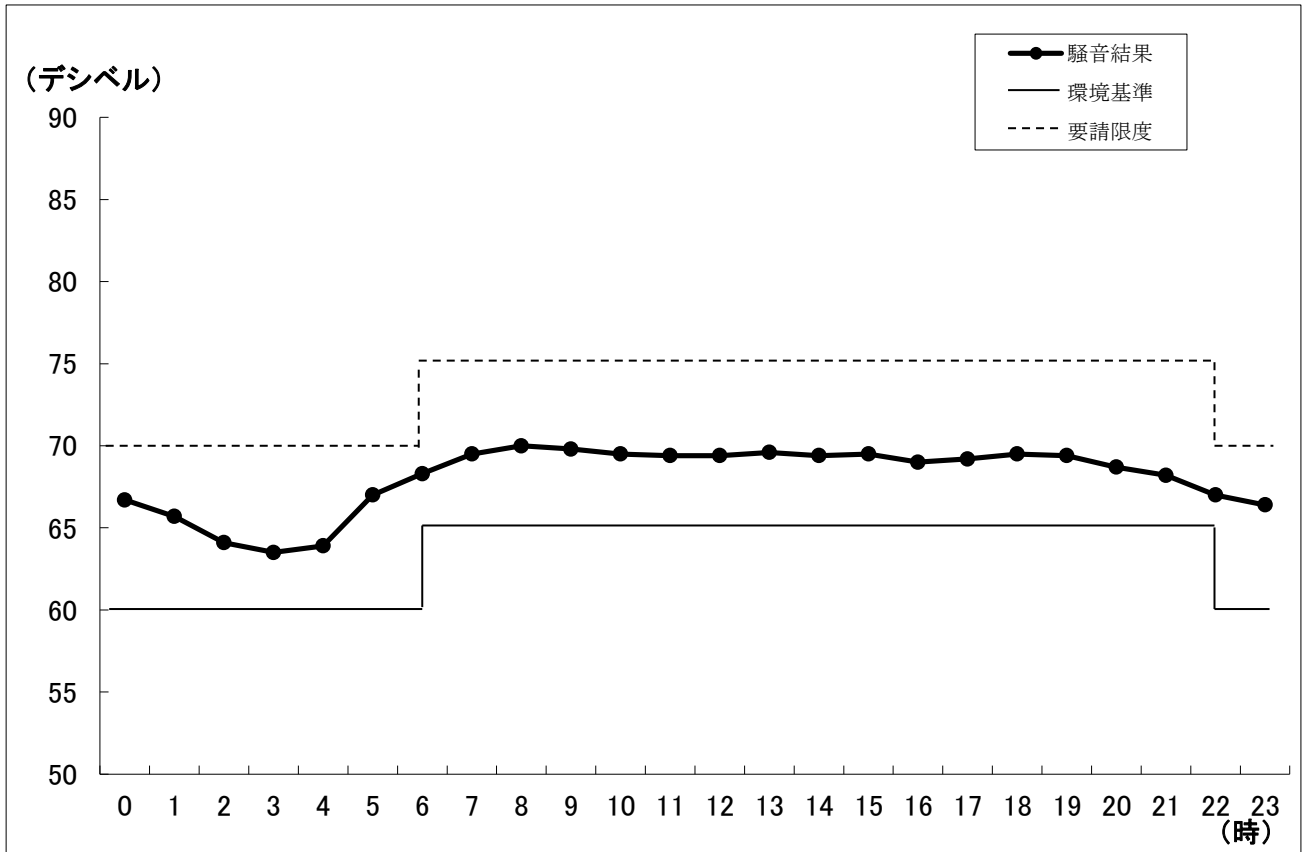
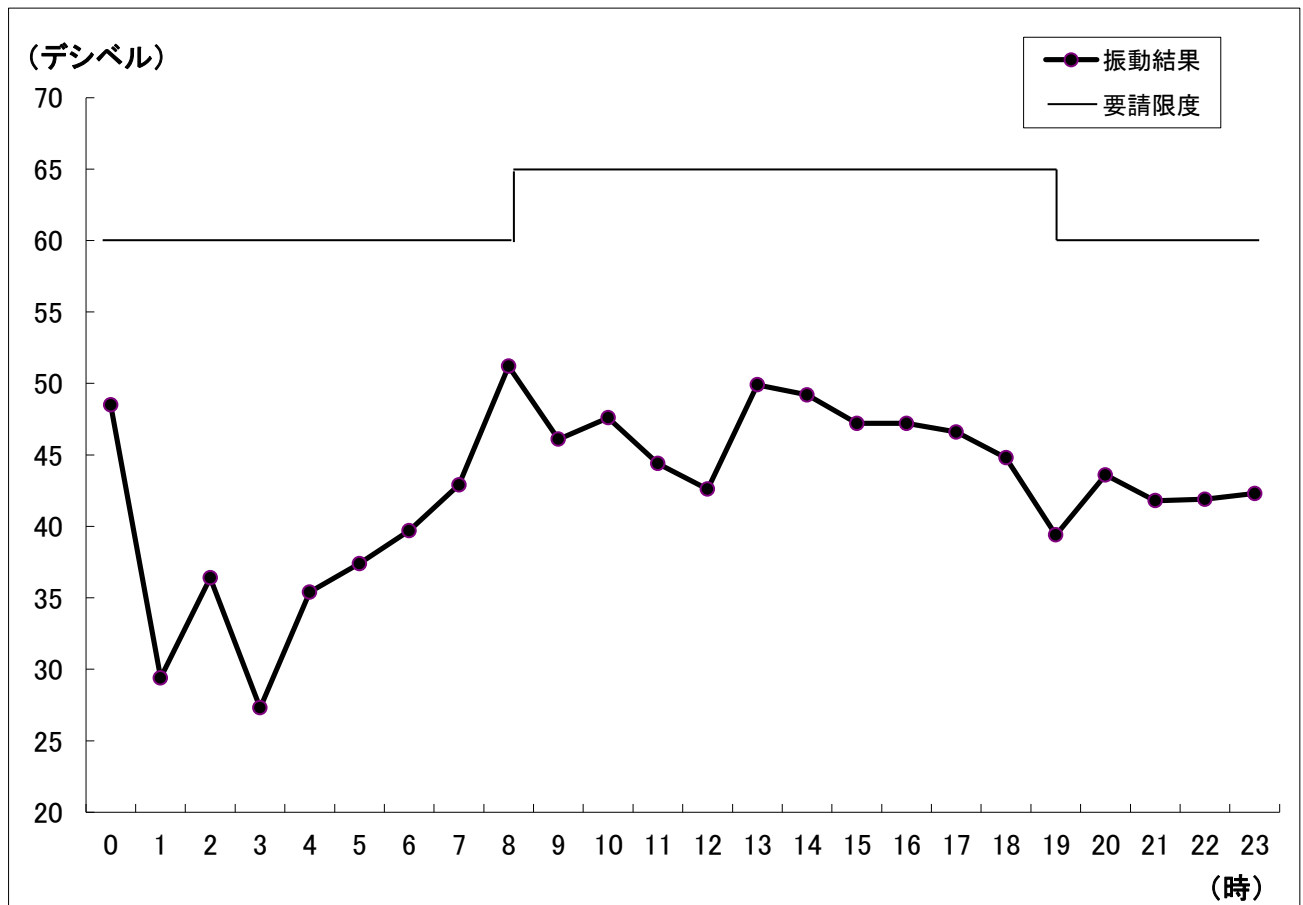


図5-4-2 国道356号線(高野山)の振動レベル経時変化



④ 国道356号線（東日本ガス前）

調査概要

測定地点：我孫子市下ヶ戸610-3地先 下り車線
 測定期間：2012（H24）年12月4日（火）～12月10日（月）
 交通量調査日：2012（H24）年12月4日（0時～23時までの24時間）
 道路構造：平面2車線
 用途地域：第1種住居地域

表5-9-1 騒音の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	73	69
環境基準値	65	60
要請限度値	75	70

表5-9-2 振動の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	44	37
要請限度値	65	60

表5-9-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	27	31	8	14	11	19	54	141	193	146	150	163
大型車混入率(%)	7.4	3.2	12.5	7.1	9.1	26.3	11.1	7.1	6.2	8.2	9.3	4.9

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
167	136	164	169	166	178	170	186	93	106	68	59
8.4	3.7	9.1	8.3	4.8	3.4	4.1	3.2	5.4	8.5	5.9	8.5

合計（台/10分・日）	2,619
合計（台/日）	15,714
大型車混入率平均値(%)	7.7

図5-5-1 国道356号線（下ヶ戸）の騒音レベル経時変化

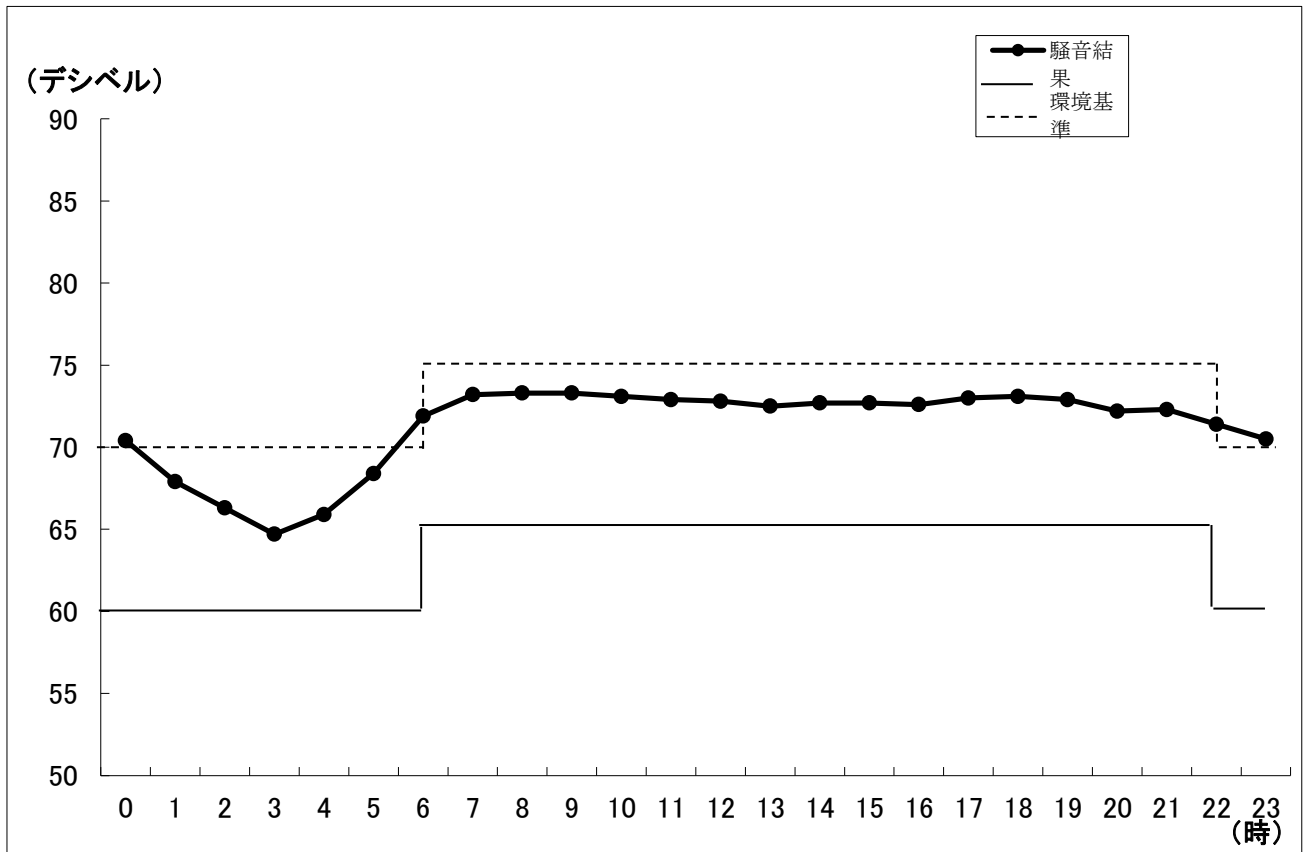
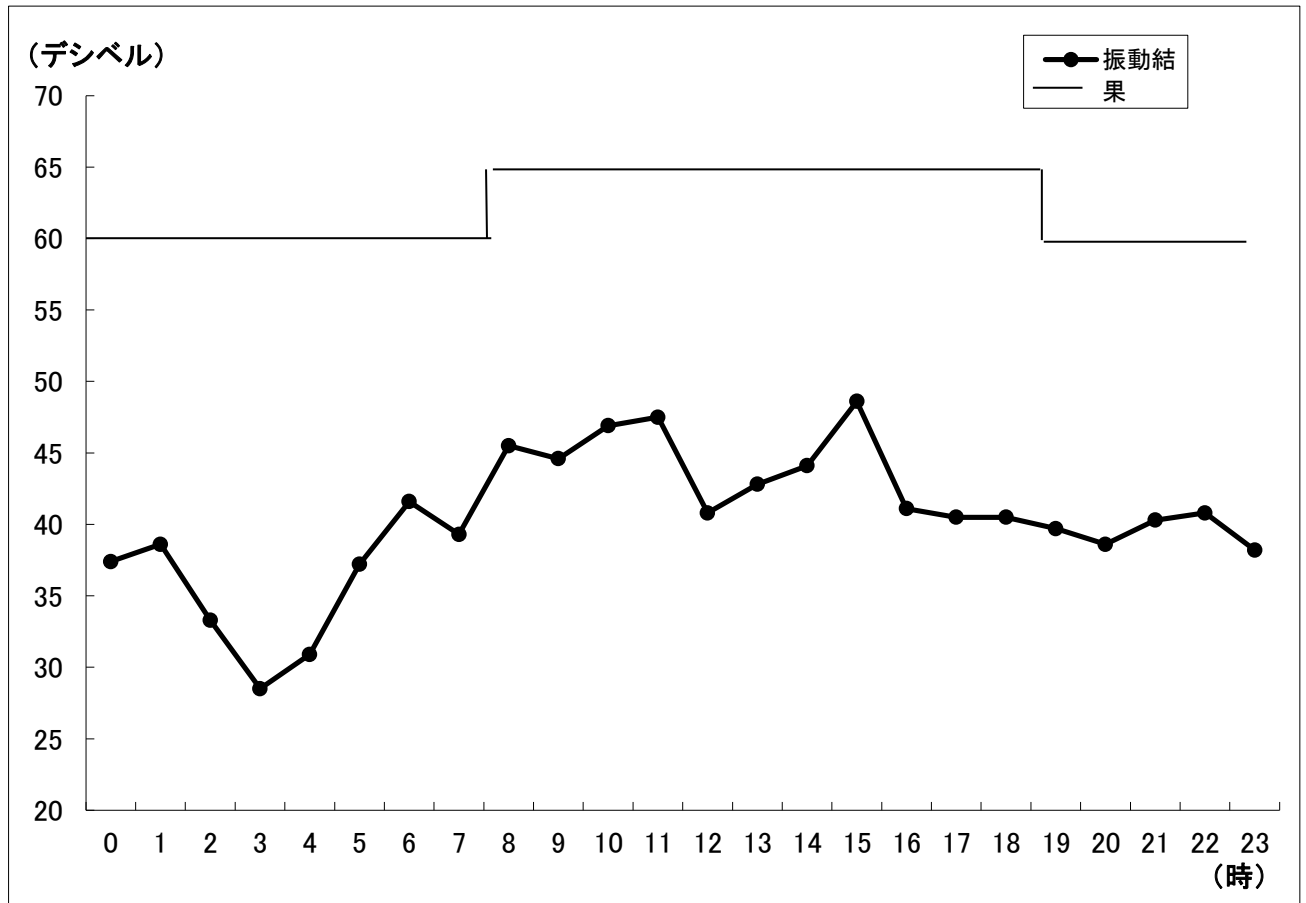


図5-5-2 国道356号線（下ヶ戸）の振動レベル経時変化



⑤ 市道00-022号(手賀沼ふれあいライン) アビスタ前

調査概要

測定地点 : 我孫子市若松26-4 上り車線
 測定期間 : 2012(H24)年12月13日(木)～12月19日(水)
 交通量調査日 : 2012(H24)年12月12日(水)(0時～23時までの24時間)
 道路構造 : 平面2車線
 用途地域 : 第2種住居地域

表5-10-1 騒音の測定結果

(単位:デシベル)

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	68	64
環境基準値	65	60
要請限度値	75	70

表5-10-2 振動の測定結果

(単位:デシベル)

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	50	44
要請限度値	65	60

表5-10-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	61	26	15	13	14	32	85	182	231	187	214	216
大型車混入率(%)	3.3	3.8	13.3	0.0	21.4	12.5	7.1	8.8	10.8	9.1	10.3	7.4

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
207	180	190	203	207	200	195	194	157	104	89	67
8.7	6.7	10.0	11.3	9.2	3.5	4.6	2.1	3.2	2.9	2.2	4.5

合計 (台/10分・日)	3,269
合計 (台/日)	19,614
大型車混入率平均値(%)	7.4

図5-6-1 手賀沼ふれあいライン（アビスタ前）の騒音レベル経時変化

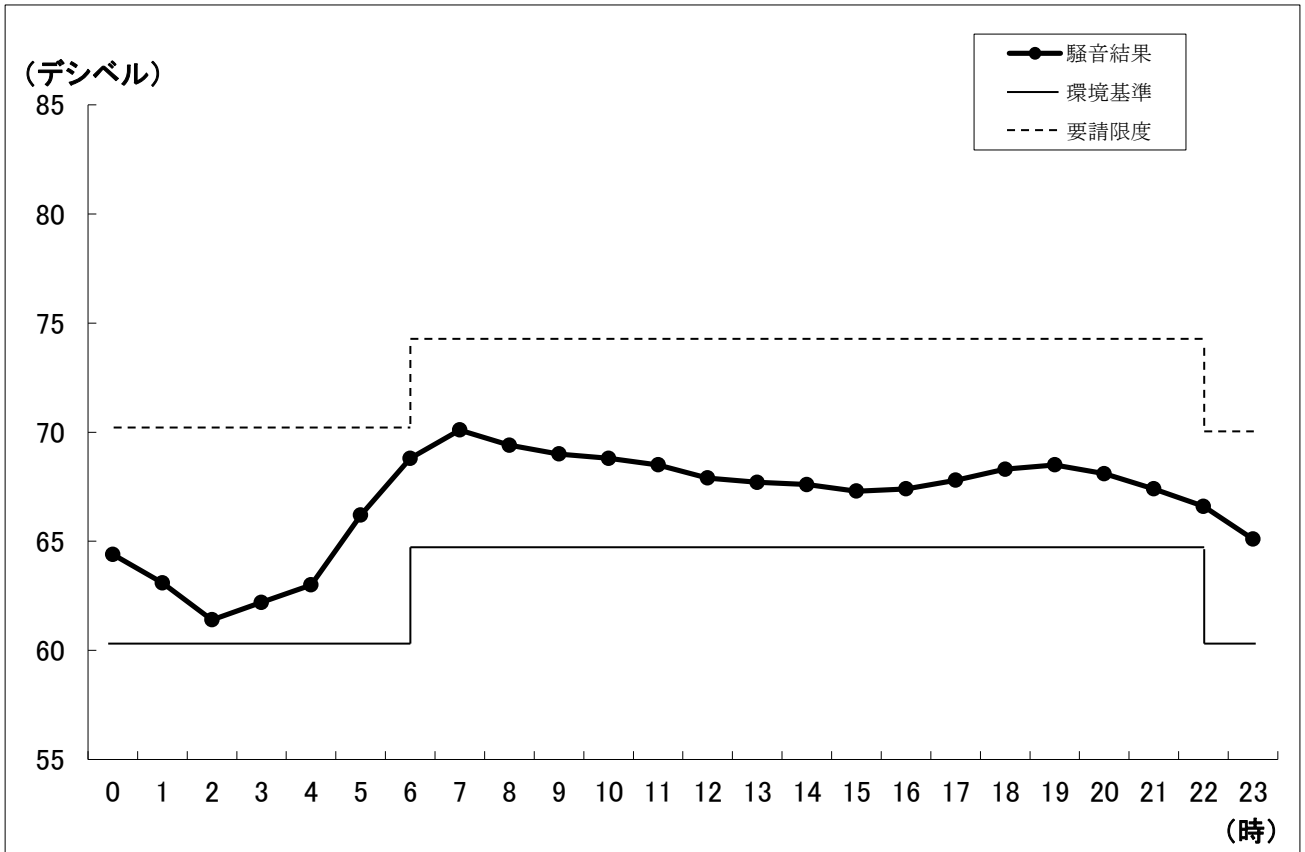
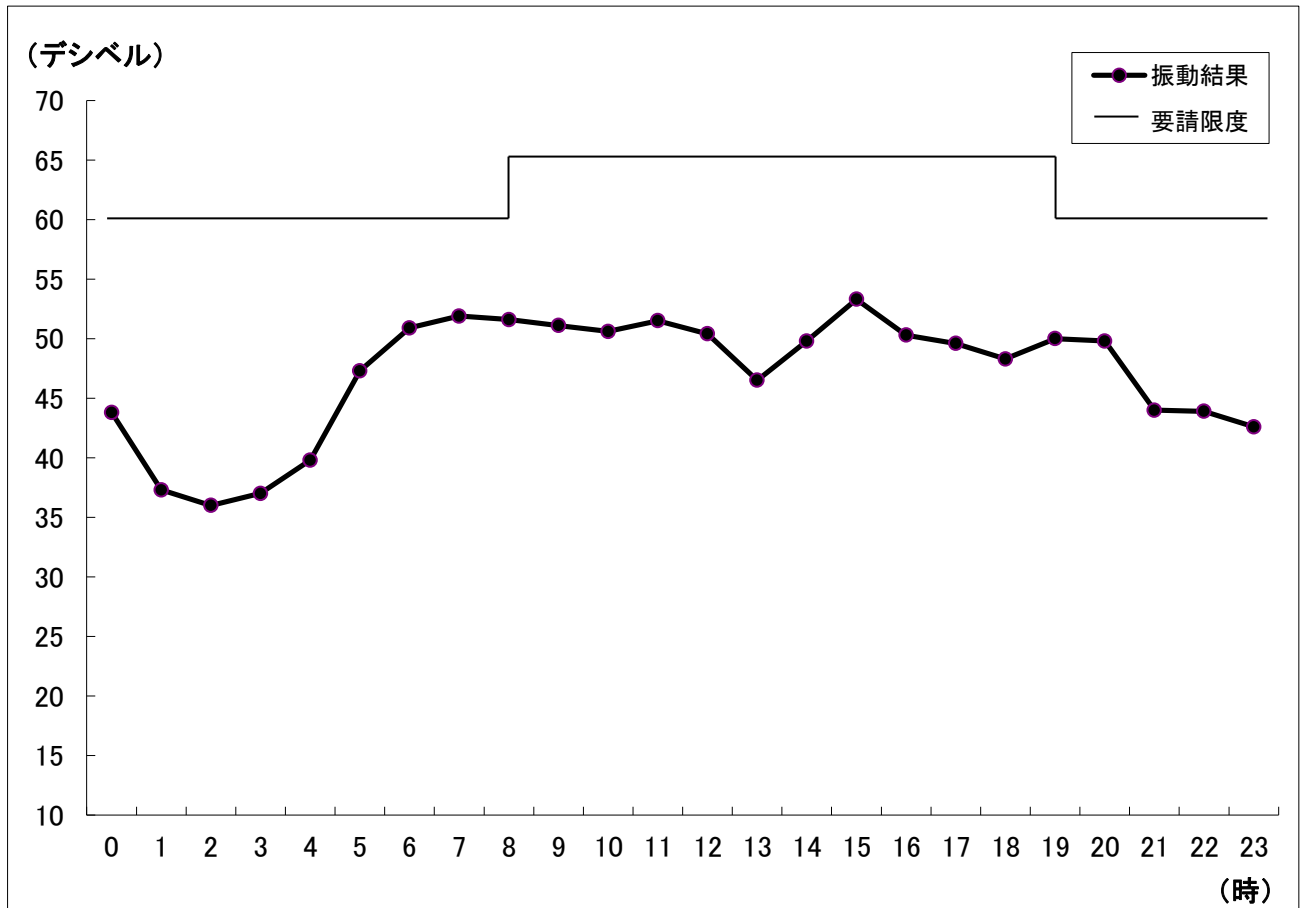


図5-6-2 手賀沼ふれあいライン（アビスタ前）の振動レベル経時変化



⑥国道356号線バイパス（手賀沼ふれあいライン） 図書館布佐分館前

調査概要

測定地点：我孫子市新々田122-2番地先 下り車線
 測定期間：2012（H24）年11月15日（木）～11月22日（木）
 交通量調査日：2012（H24）年11月19日（月）（0時～23時までの24時間）
 道路構造：平面2車線
 用途地域：第1種住居地域

表5-11-1 騒音の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (6:00 - 22:00)	夜 間 (22:00 - 6:00)
測定値	64	58
環境基準値	65	60
要請限度値	75	70

表5-11-2 振動の測定結果

（単位：デシベル）

結果 \ 区分	昼 間 (8:00 - 19:00)	夜 間 (19:00 - 8:00)
測定値	39	28
要請限度値	65	60

表5-11-3 交通量調査結果

結果 \ 時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上下線合計(台/10分)	18	8	7	3	6	9	38	113	142	78	87	81
大型車混入率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	5.3	4.4	4.9	10.3	16.1	7.4

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
88	95	80	108	106	94	117	80	55	37	36	42
9.1	6.3	10.0	1.9	7.5	2.1	2.6	1.3	3.6	0.0	0.0	0.0

合計 (台/10分・日)	1,528
合計 (台/日)	9,168
大型車混入率平均値 (%)	4.6

図 5-7-1 手賀沼ふれあいライン（図書館布佐分館前）の騒音レベル経時変化

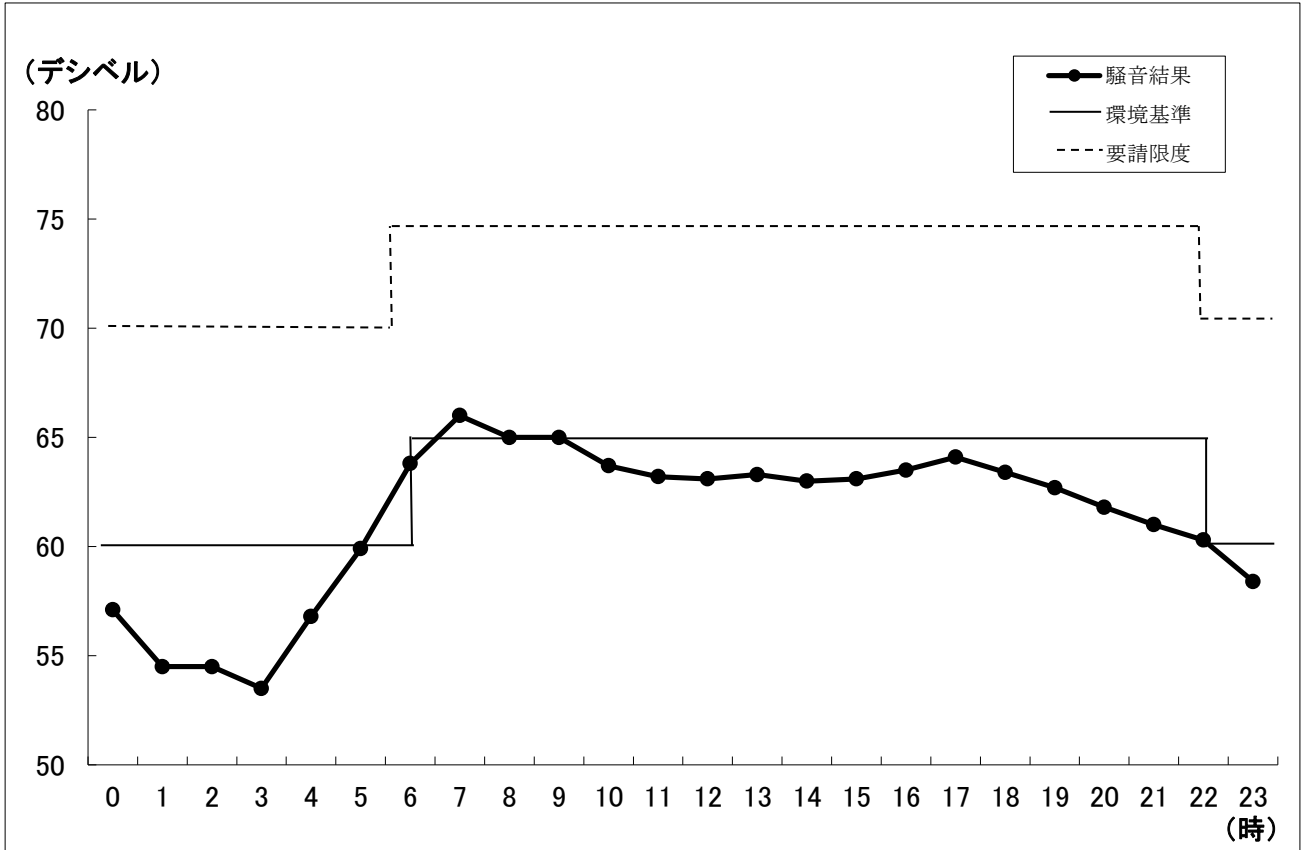
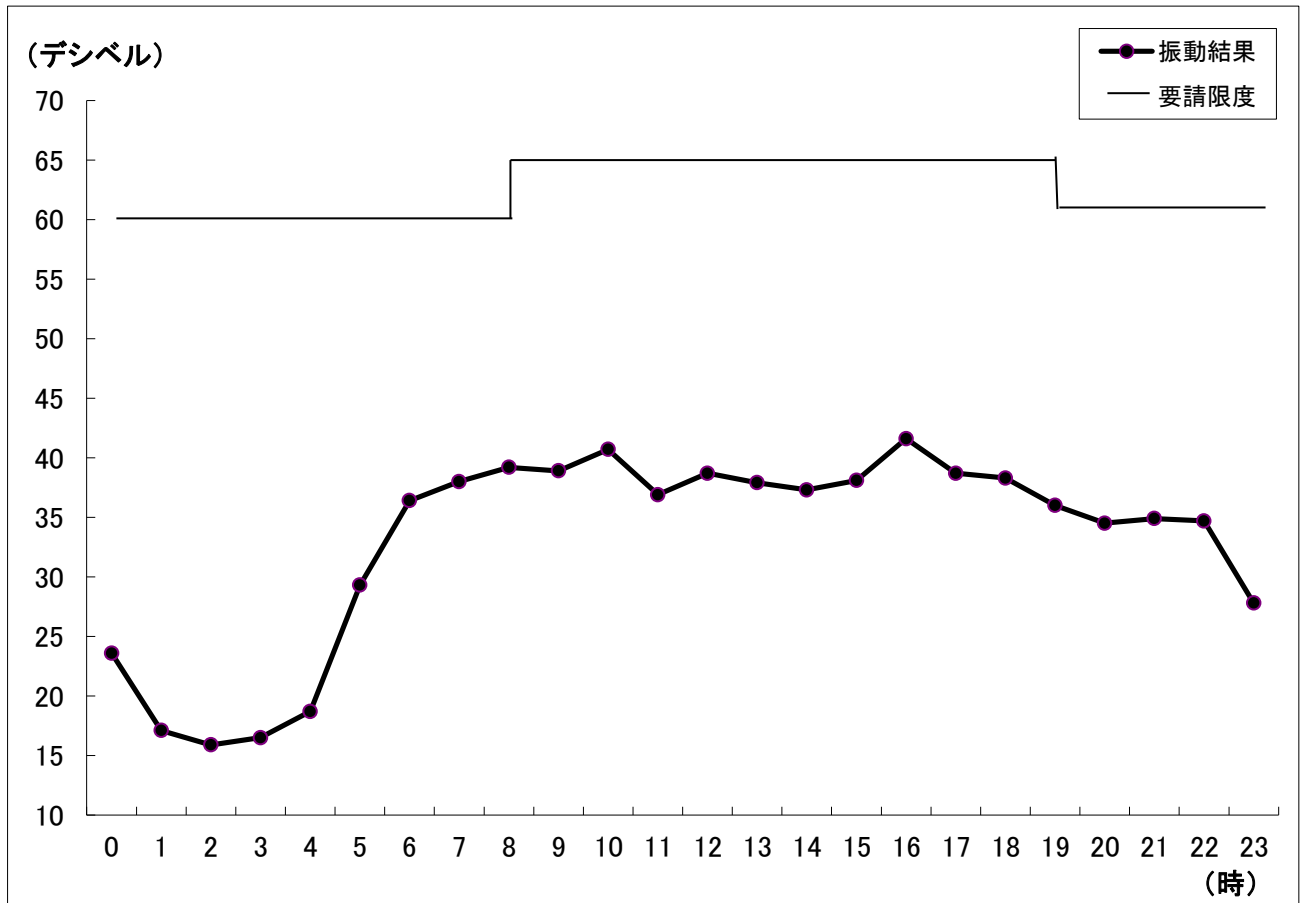


図 5-7-2 手賀沼ふれあいライン（図書館布佐分館前）の振動レベル経時変化



(3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び我孫子市環境条例による特定施設(工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であって政令規則で定めるもの)の届出状況は表5-12、並びに特定建設作業(建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって政令規則で定めるもの)の届出状況は表5-13、表5-14及び表5-15のとおりです。

表5-12 騒音・振動に係る特定施設数

種類	法令		
	騒音規制法	振動規制法	市環境条例
金属加工機械等	31	33	40
圧縮機及び送風機	145	175	1112
建築用資材製造機	—	—	—
穀物用製粉機	—	—	—
木材加工機械	—	—	5
合成樹脂用射出成型機	11	11	13
紛砕機	—	—	8
印刷機械	—	—	2
重油バーナー	—	—	13
走行クレーン	—	—	86
集じん装置	—	—	17
冷凍庫	—	—	106
原動機	—	—	15
クリーニングタワー	—	—	41
ロール機	—	—	3
その他	—	—	240
合計	187	219	1693
特定工場等の数	30	24	134

(平成24年3月31日現在)

(注) 特定工場等…特定施設を設置する工場又は事業場

騒音、振動規制法に基づく数は、平成23年度法施行状況調査の数値

市環境条例に基づく数は、平成23年度の届出数を前年度分に加算

表 5-13 騒音規制法に係る特定建設作業の届出状況

種類 \ 年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
くい打ち作業	2	2	1	0	0	0	2	5	3	0	2	0	0	2	1	0	1
鋸打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機	2	7	7	12	17	7	11	7	31	43	26	19	18	12	22	39	17
空気圧縮機	10	4	4	3	0	8	2	7	0	3	2	3	2	7	8	3	2
コンクリートプラント等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
バックホウ																	1
ブルドーザー																	1
合 計	14	13	12	15	17	15	15	19	34	47	30	22	20	21	31	42	22

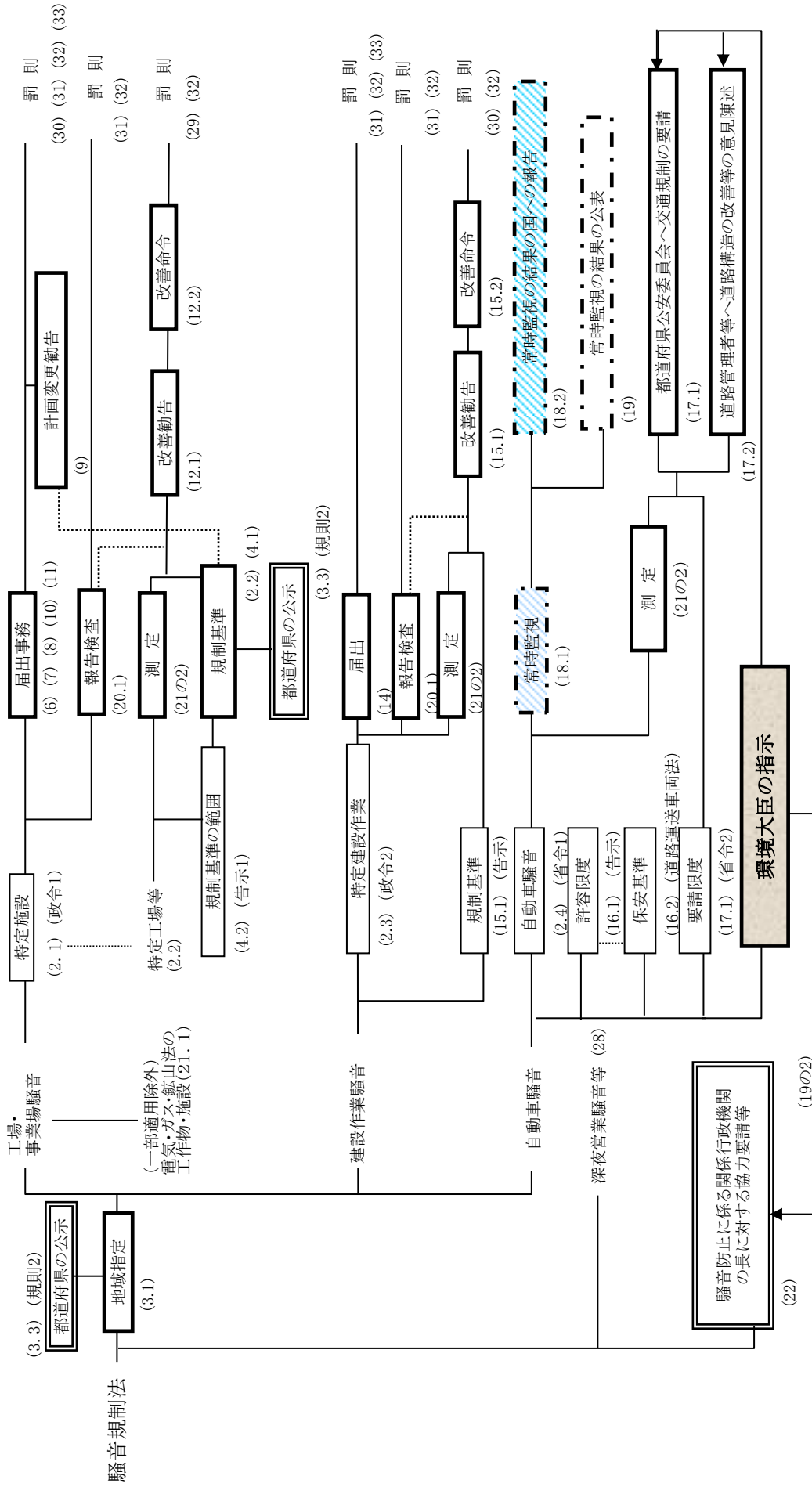
表 5-14 振動規制法に係る特定建設作業の届出状況

年 \ 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
くい打ち作業	11	5	7	3	1	0	2	6	4	0	2	0	0	0	2	0	1
鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破砕機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	6	1	0
ブレーカー	8	6	4	5	11	5	11	3	25	20	17	11	10	24	25	27	17
合 計	19	11	11	8	12	5	13	9	30	23	19	11	10	24	33	28	18

表 5-15 市環境条例に係る特定建設作業の届出状況

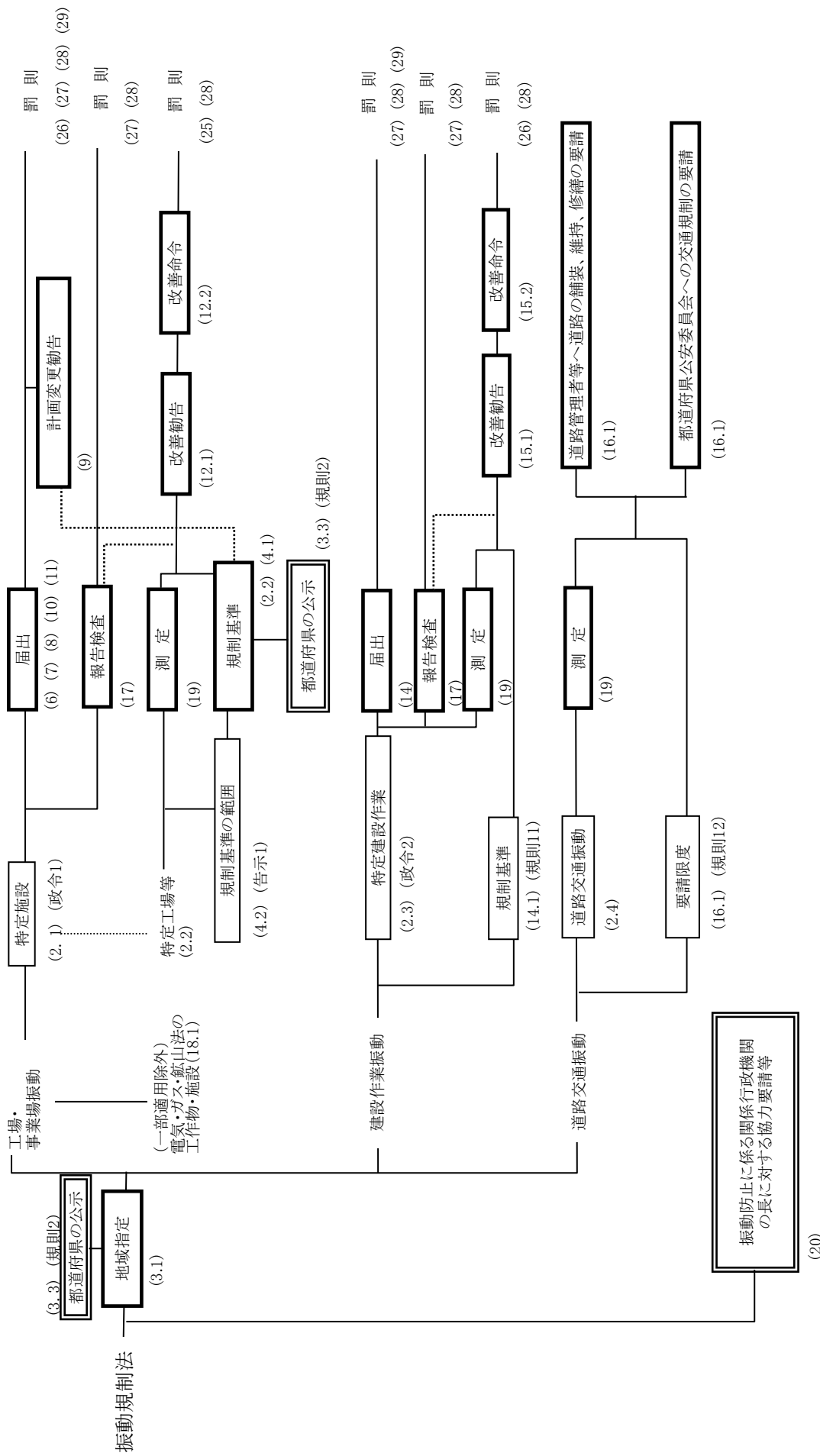
種類 \ 年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
くい打ち作業	3	7	5	0	1	0	0	3	3	2	0	0	0	0	0	2	3
さく岩機	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
空気圧縮機	2	1	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	1	3
コンクリートプラント等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破砕機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4
ブレーカー	0	4	4	0	1	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0	1	0
バックホウ・振動ローラー	45	39	23	58	54	61	77	97	106	153	159	179	138	179	180	226	288
その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	65	2
合 計	50	51	31	59	55	63	78	103	113	161	160	179	138	179	180	297	301

図5-8 騒音規制法の事務の体系図



- : 国が行う事務
 - ▭ : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行う事務
 - ▭ : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区並びにその他の政令で定める市町村の長が行う事務
 - ▭ : 市町村長（特別区の区長を含む）が行う事務
- (注) 1 図にあげた項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、市町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について定めてある。
 2 図中の()内は条文である。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。
 3 図中の()内は条文中の()内は条文である。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。

図5-9 振動規制法の事務の体系図



(注) 1 図にあげた項目以外に、国の援助(21)、研究の推進等(22)、市町村による事務の処理(23)、条例との関係(24)等について定めてある。
 2 図中の()内は条文である。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。

- : 国が行う事務
- ▭ : 都道府県、指定都市、中核市、特別市及び特別区の長が行う事務
- ▭ : 市町村長（特別区の区長を含む）が行う事務

3. 法令による規制

(1) 自動車騒音

騒音規制法により、指定地域内における自動車騒音が、表5-16に示す総理府令で定める要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請し、或いは道路管理者または関係行政機関の長に道路構造の改善など騒音減少に役立つと思われる対策について意見を述べることができることになっています。

表5-16 自動車騒音の要請限度 (平成12年3月2日改正)

区域の区分		時間の区分	
		昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
1	A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

(備考) A区域：第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域
 B区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域、第1特別地域及び市街化調整区域の一部
 C区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(2) 道路交通振動

振動規制法により、指定区域内における道路交通振動が表5-17に示す総理府令で定める要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者に対して振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置や県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することになっています。

表5-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

(備考) 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
 第1種・第2種住居地域及び準住居地域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 特定工場等

騒音・振動に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）については、騒音規制法、振動規制法及び我孫子市環境条例により表5-18及び表5-19に示す規制基準が定められています。表中「その他の地域」は市環境条例によるもので、法律の指定区域外での基準を定めるものです。

表5-18 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

地域区分	用途地域	時間の区分		
		昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	第1種・第2種住居地域、準住居地域 第1特別地域市街化調整区域の一部	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (ただし、第1特別地域を除く) 第2特別地域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	工業地域、工業専用地域 (ただし、第1・第2特別地域を除く)	70 dB	65 dB	60 dB
その他の地域 (市条例)	市街化調整区域	60 dB	55 dB	50 dB

表5-19 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

地域区分	用途地域	時間の区分	
		昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB
その他の地域（市条例）	市街化調整区域	60 dB	55 dB

(4) 特定建設作業

騒音規制法、振動規制法及び我孫子市環境条例では、指定地域内において特定建設作業を行う場合には、作業開始の日の7日前までに届出することを義務づけ、公害の未然防止を図るとともに作業の種類ごとに表5-20、表5-21及び表5-22の規制基準を定め、規制及び指導を行っています。

表5-20 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音規制法								
特定建設作業の種類	敷地境界 (デシベル)	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間		日曜・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85	19:00 ～ 7:00	22:00 ～ 6:00	10時間 以内	14時間 以内	連続6日間 以内		禁止
びょう打機を使用する作業								
さく岩機を使用する作業								
空気圧縮機を使用する作業								
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
適用除外	—	イ).ロ).ハ) ニ).ホ)		イ).ロ).				イ).ロ).ハ) へ).ト).チ)

- 注) 1. 1号区域とは、第1種区域、第2種区域、第3種区域。また、第4種区域のうち学校、病院の周囲80m以内の区域である。
2. 2号区域とは、第4種区域のうち学校、病院等の周囲80m以外の区域である。
3. 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、ロ) 生命身体危険防止作業、ハ) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、へ) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

表5-21 振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

振動規制法							
特定建設作業の種類	敷地境界 (デシベル)	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75	19:00 ～ 7:00	22:00 ～ 6:00	10時間 以内	14時間 以内	連続して 6日間 以内	禁止
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							
適用除外	—	イ).ロ).ハ) ニ).ホ)		イ).ロ).		イ).ロ).ハ) へ).ト).チ)	

注) 区域等は前表と同じ

表5-22 市環境条例に基づく特定建設作業に係る騒音及び振動の規制基準

市 条 例						
特定建設作業の種類	敷地境界における騒音 (デシベル)	敷地境界における振動 (デシベル)	作業ができない 時間	1日あたりの 作業時間	同一場所における 作業時間	日曜・休日 における 作業
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85	75	19:00～ 7:00	10時間	連続6日	禁 止
びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業		—				
さく岩機を使用する作業		—				
空気圧縮機を使用する作業		75				
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		—				
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		75				
舗装版破砕機を使用する作業						
ブレーカーを使用する作業						
ブルドーザー・バックホウ・ワーショベル・バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業						
振動ローラーを使用する作業						
適用除外	—		イ).ロ).ハ). ニ).ホ)	イ).ロ)	イ).ロ).ハ). ヘ).ト).チ)	

注) 区域等は前頁と同じ

なお、市では特定建設作業についての届出の際、次の事項を指導することにより騒音及び振動の未然防止に努めています。

特定建設作業実施の注意事項

1. 特定建設作業を行う者は、騒音規制法、振動規制法及び市環境条例における規制の遵守が必要であるとともに、一般の作業から発生する騒音、振動等についても十分注意すること。
2. 特定建設作業は、原則として日曜、休日はできません。また、作業開始の7日前までに市（手賀沼課公害対策担当）に届出が必要です。
3. 住民との不必要なトラブルを避けるため、施工者はできるだけ広範囲の付近住民との間に説明会や話し合いをもち十分工事の概要を説明し、了承を得ておくこと。
4. 特定建設作業を行う場合は、必要に応じシートや塀などで覆い、騒音、粉じん等の防止や付近住民の安全を確保するとともに、工事概要等を掲示すること。
5. 住宅地域においてくい打ち機を使用する場合は、アースオーガーの併用やミルク工法などにより、振動等の低減に努めること。
6. 破損等問題の起こりやすい近隣住宅については、事前に住宅の内外部（特に壁や風呂場等）を写真撮影するなど、補償問題が起きた時の資料を整えておくこと。
7. 騒音、振動だけでなく粉じん、土砂の流出、工事車輛の交通安全などについても十分注意を払うとともに、周辺について常時パトロールを行うこと。